

## 第2期横浜市依存症対策地域支援計画策定支援業務委託 業務概要

### 1 事業の趣旨

令和3年度に策定した現行の「横浜市依存症対策地域支援計画」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を見直し、「第2期横浜市依存症対策地域支援計画（仮）」（計画期間：令和8年度～令和12年度）を策定するにあたり、必要な支援業務を行う。

策定にあたっては、アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法、アルコール健康障害対策推進基本計画、ギャンブル等依存症対策基本法、ギャンブル等依存症対策推進基本計画、神奈川県アルコール健康障害対策推進計画及び神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画等の内容を勘案し、策定を進める。

### 2 履行期限

令和7年4月1日以降で、契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 履行場所

横浜市健康福祉局精神保健福祉課の指定する場所

### 4 業務内容

#### (1) 現状の課題整理等支援業

国・県等の関連資料等必要な情報、本市で令和6年度に実施予定の依存症に関する市民意識調査、医療ビッグデータを活用した調査等の関連データの収集・整理・分析を行ったうえで、「本市の依存症対策を取り巻く状況・現状・課題」の検討・分析を行う。また、検討・分析の結果を踏まえ、新たな施策展開や施策及び計画の評価方法の検討を行う。

#### (2) 素案の作成業務

「素案冊子」及び「素案 概要版」（市民意見募集資料を兼ねる）を作成する。作成にあたっては、掲載する原稿作成、各種データの収集・整理・資料作成デザインも行う。また、「素案に関する市民意見募集」を行うにあたり必要な部数の「素案冊子」「素案概要版冊子」を印刷し、テキスト版データと併せて納品する。また、関係機関への発送も行う。

#### (3) 市民意見公募の実施・集計

市民意見公募により収集した市民意見の内容全文入力・概要版作成・分類を行い、データベース化する。なお、市民意見公募の際に、市民の申出により、障害等を理由とする配慮を求められた場合は、合理的な配慮を適切に講じること。

#### (4) 計画原案の作成

市民意見公募の集計結果を受け、必要な情報の整理を行い、原案の作成支援を行う。原案の作成にあたっては、図表のデザイン構成を含む。

#### (5) 計画書・計画書概要版の作成（印刷は含まない）

「計画書」「計画書概要版」のデータ及び各資料のテキスト版データを作成する。作成にあたっては、掲載する各種データの収集・整理・資料の作成・デザインを行い、表

紙については、デザイナーによるデザインとする。

(6) 各種会議に関わる支援業務

次の各種会議の資料作成、出席、運営、録音、議事録作成等を行う。原則、対面及びオンライン併用でのハイブリット形式での開催とする。

ア 横浜市精神保健福祉審議会依存症対策検討部会

開催回数：3回

会議時間：2時間程度

開催場所：横浜市庁舎周辺

イ 依存症対策庁内連携実務者会議

開催回数：3回

会議時間：2時間程度

開催場所：横浜市庁舎周辺

ウ 事務局定例会

開催回数：月1回程度

会議時間：2時間程度

開催場所：健康福祉局こころの健康相談センター会議室

(7) 各種データ収集・統計解析

「4 (1) 現状の課題整理支援業務」に加え、依存症の実態把握に向けて、医療機関へのアンケート調査(3,000件程度)や当事者、家族、支援者等へのヒアリング調査(約20件程度。1件当たり1時間程度のヒアリング)を実施し、報告書の作成、関連会議での報告及び課題の抽出・検討を行う。

また、YouTubeインストリーム広告、検索エンジンによる検索連動広告、依存症セルフチェックホームページ等の視聴数、アクセス数等からの解析、依存症家族教室、回復プログラム、支援者向け研修等のアンケート結果等から解析など、本市の依存症対策事業の効果検証を行う。

(8) その他関係資料の作成

本業務概要に定める委託内容について、付帯的に発生する関係資料等の作成を行う。

5 業務スケジュール(予定)

令和7年4月	既存データ整理・分析、調査の設計、課題整理、関連計画・施策の情報収集の開始
5月～9月	医療機関等へのアンケート・ヒアリング調査の実施
6月	依存症対策検討部会①、依存症対策庁内連携実務者会議①
9月	計画素案・素案概要版の作成
10月	市民意見募集開始、依存症対策検討部会②、依存症対策庁内連携実務者会議②
11月	計画原案の作成
12月	依存症対策庁内連携実務者会議③
令和8年1月	計画書の作成開始、依存症対策検討部会③
3月	計画書及び計画書概要版の完成(データ版)

## 6 成果物の提出

(1) 成果物の提出については、次のとおりとする。

### ア 素案（冊子）

A 4 版縦、本文 2 色刷り、表紙・裏表紙・背表紙フルカラー、100ページ程度を想定、市民意見公募用ハガキ付き

冊子：1,000部

テキスト版：データのみ

### イ 素案（概要版）

A 4 版縦、フルカラー、4 ページ程度を想定、市民意見公募用ハガキ付き

冊子：2,000部

テキスト版：データのみ

### ウ 市民意見公募

パブリックコメントにより収集した市民意見の内容全文入力、要約版作成、分類を行い、データベース化する。

### エ 原案

デザインを含む計画原案のデータを作成する。

### オ 計画書

A 4 版縦、全編フルカラー、表紙のみデザイナーによるデザイン、100ページ程度を想定  
冊子：データのみ

テキスト版：データのみ

### カ 計画書概要版

A 4 版縦、全編フルカラー、10ページ程度を想定、全編デザイナーによるデザイン

冊子：データのみ

テキスト版：データのみ

### キ 各種会議関連資料

会議開催にあたり作成した資料、録音データ及び作成した議事録

### ク 各種データ収集・統計解析

収集したデータ、統計解析結果、報告書及び関連資料

### ケ その他関係資料等

本市洋書に定める委託内容について、付帯的に作成した関係資料等

(2) 上記成果物は、電子データをあわせて提出することとする（記録形式等は別途調整）。また、ホームページでの公表を前提にした体裁及びデータ容量等に配慮することとする。

(3) 成果物（写真・イラスト等を含む）、作成した資料及びその著作権は横浜市に帰属するものとし、原則公開とする。横浜市は二次使用を含めて、これらを自由に利用できるものとし、これによるいかなる損害についても横浜市は責任を負わないこととする。

(4) 成果物の提出先は、横浜市健康福祉局精神保健福祉課とする。

## 7 秘密の公開の禁止

受託者が委託業務の履行に伴い、又はこれに関連して知りえた業務上の資料又は知識を第三者に漏洩することは禁止する。

## 8 その他

- (1) 本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、本市の承諾を得ること。
- (2) 業務にあたっては、本市職員と連絡を密にとることとし、適宜打ち合わせや進捗状況の報告等を行うこと。
- (3) この業務概要に特に定めのない事項及び不明な点は、別途、受託者と協議して決定する。